

2025年12月23日

お客さま各位

全管協少額短期保険株式会社

お客さま情報の漏えい等についてお詫びとご説明

謹啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

全管協少額短期保険株式会社（以下、全管協少短社）が保険金・共済金請求などに係る確認業務の一部を委託する先である、株式会社審調社（以下、審調社）のサーバーが、不正アクセスにより外部から第三者に侵入されました。これにより、審調社のサーバーから全管協少短社の一部のお客さま情報が漏えいしたことが判明いたしましたので、ご報告申し上げます。

お客さまには、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。このような事態を二度と発生させぬように全力で取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 不正アクセスの概要

2025年6月27日、審調社のサーバーがランサムウェアに感染していることが発覚し、その後外部のセキュリティ専門会社と連携して調査しました結果、一部のお客さまの個人情報が漏えいしたことが判明しました。

2. 漏えいした個人情報

| | |
|--------------------------|----|
| 番号（※1）及び氏名並びに要配慮個人情報（※2） | 1名 |
| 番号及び氏名等のみ(要配慮個人情報は無し) | 7名 |
| 番号のみ(氏名等及び要配慮個人情報は無し) | 9名 |

※1：番号は、全管協少短社の事案管理番号、もしくは審調社の案件番号です。番号のみの場合、全管協少短社、全管協少短社の代理店、もしくは審調社の業務システム等で調べない限り個人を特定できません。

※2：要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他政令で定めるもので、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいいます。

3. 原因

第三者の不正アクセスにより、審調社の内部ネットワークに侵入されたことです。また、審調社が導入していたセキュリティソフトが当該第三者により無効化されていたことも確認されました。

4. 二次被害またはそのおそれの有無およびその内容等

現時点で、漏えいした個人情報の不正利用などの二次被害の事実は、全管協少短社、審調社、いずれにおいても確認されておりません。なお、審調社では、マイナンバーカードやクレジットカード等の財産的被害が生じるおそれのある情報は所持しておりません。

5. お客さまへのお願い

お客さまにおかれましては、以下の点にご注意いただきますようお願い申し上げます。

- ・不審なメールや電話、郵送物には十分ご注意ください。
- ・万が一、第三者からお客さまの個人情報を用いた不審な連絡があった場合は、以下お問い合わせ先または最寄りの警察等へご相談ください。

＜お問合せ窓口＞

情報漏えいに関するお問合せ窓口：株式会社審調社

電話番号：0120-481-781（無料）

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

契約内容に関するお問合せ窓口：全管協少額短期保険株式会社 お客さま相談窓口

電話番号：0120-329-431

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

＜審調社 不正アクセスに関するご報告とお詫び（最終報）＞

<https://scs-21.co.jp/20251205-1/>

以上